

児童手当の現況届は6月中に提出を

現在児童手当を受けている方は、6月中に「現況届」を提出してください。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

下記の日程で受付を行います。来庁できない場合は随時受付をします。また、添付書類が間に合わず、6月中に現況届を提出できない場合はご連絡ください。

なお、平成19年中の所得が限度額を超え、6月以降の受給資格が消滅する方も提出が必要です。

《受付日時・場所》

| | 本所(子ども福祉課) | 笠間支所(福祉課) | 岩間支所(福祉課) |
|----------|-----------------|------------------|------------------|
| 6月24日(火) | 午前9時～午後5時(中会議室) | 午前9時～午後5時(福祉課窓口) | 午前9時～午後7時(福祉課窓口) |
| 6月25日(水) | 午前9時～午後7時(大会議室) | 午前9時～午後5時(福祉課窓口) | 午前9時～午後5時(福祉課窓口) |
| 6月26日(木) | 午前9時～午後5時(中会議室) | 午前9時～午後7時(福祉課窓口) | 午前9時～午後5時(福祉課窓口) |

《提出書類》

- ①笠間市国民健康保険加入者：現況届のみ
- ②上記以外の健康保険（社会保険、共済組合、国保組合等）加入者：現況届、受給者の健康保険被保険者証（保険証）の写し
- ③受給者と児童が別居している場合：現況届、別居監護申立書、児童の属する世帯全員の記載のある住民票（住民票謄本）
- ④平成20年1月1日に笠間市に住民登録をしていなかった方：現況届、平成20年1月1日に住民登録をしていた市町村交付の平成20年度児童手当所得証明書

⑤父母以外が受給者となっている場合：現況届、監護・生計維持に関する申立書

【注意】

健康保険被保険者証（保険証）は、コピーしたものをお持ちください。

《問合せ先》

- ◆本所子ども福祉課（内線164）
- ◆笠間支所福祉課（内線72161）
- ◆岩間支所福祉課（内線73173）

情報公開・個人情報保護制度

この制度は、個人の知る権利を尊重し、個人の権利利益の保護を図るために、市の保有する情報の公開を請求する権利、個人情報の開示等を請求する権利を明らかにするものです。

笠間市では、従来の請求による公文書の公開制度に加え、広報紙やホームページ等の活用による情報公開を総合的に進めており、市政の透明性を高め、開かれた市政による公正で民主的なまちづくりを目指しています。

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの制度の運用状況は次のとおりです。

- 情報公開条例に基づく公開請求に対する公開：4件
- 条例に基づく審議会等の会議の公開：42件
- ※市長交際費については、市のホームページで公開しています。

なお、個人情報保護条例に基づく開示・訂正・削除・利用中止請求はありませんでした。

【問合せ先】総務課（内線208）

森林湖沼環境税の導入について

- 茨城県では、4月から森林湖沼環境税を導入しました。県民の皆さんのご理解をお願いします。
- 課税期間▼平成20年度～24年度までの5年間
- 税率／個人▼個人県民税均等割（現行1,000円）に年額1,000円を上乗せ
- 法人▼法人県民税均等割に年額10パーセントを上乗せ
- 税収見込み▼概ね年16億円
- 税収の使途／
 - 荒廃した森林の間伐、平地林・里山林などの身近な緑の保全
 - 県産材利活用の推進
 - 生活排水対策の推進
 - 農地や市街地からの流出水対策の推進
 - 意識啓発活動の強化 など

茨城県環境対策課
029-301-4021

平成20年度 市・県民税（住民税）に関するお知らせ
6月12日に、普通徴収納税通知書を発送しました（非課税の方は除く）

029-301-2968
http://www.prefibaraki.jp
bukyoku/soumu/zeimu/shinzei/index.htm

平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなった方に住民税を還付します。

所得変動に伴う住民税の還付を受けるには、7月1日から31日までに申告が必要です。対象となる方には、個別に通知します。本所・支所の税務課に減額申告書を提出してください。

すでに納付済みの平成19年度住民税から、税源移譲によって増額となった住民税相当額を還付します。ただし、寄付金控除や住宅ローン控除など、人的控除以外によって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

問合せ先▼税務課（内線112）
※平成19年1月1日に住所のあった市町村から還付されましたので、平成19年1月2日以降に笠間市に転入された方は、転入前の市町村にお問い合わせください。